

兵庫地方最低賃金審議会

第1回鉄鋼業専門部会

議事録

日 時	令和7年8月27日(水) 9時55分～11時11分			
場 所	兵庫労働局 第3共用会議室			
出席者	公益代表委員	三上部会長、坂本委員、高階委員		
	労働者代表委員	小西委員、村上委員		
	使用者代表委員	井上委員、篠田委員、吉川委員		
	事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官		
議 題	(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県鉄工業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他			
○山中労働基準監督官				
ただ今から、第1回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。				
本日は、藤田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。				
本日の審議につきましては公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願ひいたします。				
では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。				
審議に入ります前に、労働基準部長より、挨拶を申し上げます。				
○岡本労働基準部長				
おはようございます。労働基準部長の岡本でございます。よろしくお願ひいたします。				
各委員の皆様方には大変お忙しいなか専門部会へ御出席いただきましてありがとうございます。また、労使それぞれ本年度よりお一人ずつ新たな委員を迎えるということで、こちらにつきましても本当に忙しいなか委員をお受けいただきましてありがとうございます。				
最低賃金につきましては、地域別最低賃金とこれから皆様方に御審議いただく特定最賃・産業別の最低賃金の二つがございまして、地域別最低賃金につきましては8月8日にこれまでより64円引き上げて時間額1,116円という答申をいただいたところでございます。昨日				

地賃に対する異議申立ての審議がございまして、8月8日の答申どおりとの結論をいただいたところで、手続は昨日正式に済みましたので地域別最賃につきましては10月4日から時間額1,116円で改定されることが決定したところでございます。

鉄鋼業につきましては現在時間額1,116円ということで10月4日から丁度地賃と並ぶという状況になるということでございます。今日は改正の必要性があるかどうかという御審議をいただくわけでございますが、こういった審議、金額審議につきましてもこの後、事務局の方から詳しく御説明させていただきますが、様々な法令に基づいたルールがございますので、こういったものに御留意いただきながら御審議いただければと思います。そして何よりも特定最賃につきましては労使のイニシアティブ、主体性を持った審議が求められているところでございますので、是非公益の先生方のお力を借りながら円滑な審議が続きますよう事務局としても下支えして参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○山中労働基準監督官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料1ページに添付してある委員名簿にて各自御確認をいただくことで代えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただき候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし。）

○山中労働基準監督官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願ひします。

○高階委員

公益側委員において事前に打合せしております。部会長に三上委員を、部会長代理に坂本委員を推薦することで調整を終えていますので、この2名の方を推薦いたします。

○山中労働基準監督官

ただ今、部会長に三上委員、部会長代理に坂本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員

(異議なし。)

○山中労働基準監督官

異議なしとの声がありましたので、部会長に三上委員、部会長代理に坂本委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○三上部会長

部会長に選出されました三上です。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働者側の委員は、どなたにされますか。

○小西委員

小西委員です。

○三上部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○吉川委員

吉川でお願いします。

○三上部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私、小西委員、吉川委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

(異議なし。)

○三上部会長

それでは、次の議題（2）「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無について、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味を含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

では、御説明いたします。

(専門部会資料 2 ページから 10 ページの説明。)

○三上部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員

(なし。)

○三上部会長

それでは、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。では私から、配布させていただいております経済概況や雇用状況等の資料について説明させていただき、その後、兵庫労働局において実施した基礎調査の結果について、事務局の村田からその概要を説明させていただきます。

(専門部会資料 33 ページから 135 ページの説明。)

○村田労働基準監督官

(専門部会資料 13 ページから 32 ページの説明。)

○三上部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はありますか。

○篠田委員

資料 98・99 ページに業種別賃上げ率の連合兵庫さんの資料がありますが、これに対応する兵庫県の経営者側や公的機関の資料はあるのですか。

○安積賃金室長

出でていないです。

○篠田委員

ありがとうございました。

○三上部会長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありました、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、前回一致に至らなかった場合は、改正の必要性は「無し」ということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛けいたしますが、よろしくお願ひします。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

では、最初に労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○小西委員

お願ひします。

○三上部会長

分かりました。事務局で案内をお願いします。

(労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ別室での協議)

○三上部会長

それでは、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え方等をお聞きしたいと思います。

それではお願いします。

○小西委員

それでは説明いたします。

足元の取り巻く環境は、日本経済では、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられており、兵庫県下においてもおおむね同様の景況感にあります。

生活面では、消費者物価は、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）において、兵庫県では、2024年平均3.3%、2025年に入ってからは、3.9%から4.8%の間で推移するなど、物価高騰が継続しています。また、昨年来、価格高騰と取り沙汰されていたコメも含

めると、消費者物価指数以上の生活面での物価高騰を感じています。さらに、物価を反映した実質賃金では、令和4年から3年連続マイナス、今年に入っても5か月連続マイナスであり、兵庫県下においても同様の状況にある等、以前として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態にあります。

そうした状況のもと、今年度の兵庫県地域別最低賃金については、プラス 64 円 (1,116 円) と過去最高の改定となりました。

一方、鉄鋼業におきましては、2024 年の国内粗鋼生産量では前年比 4.5% 減の 8,295 万トンと 3 年連続で減少しており、国内外で鋼材需要が減退する中、鉄鋼各社の生産活動が停滞していることや、今後の需要においても国内・輸出ともに厳しい見通しがされていることは認識しています。しかしながら、生産年齢人口が減少していくなかで優秀な人材の確保・定着が、引き続き当該産業の維持・発展に向けた重要な課題であることをはじめ、鉄鋼業は専門性が求められることや過酷な環境での作業も多く、兵庫県の鉄鋼業の最低賃金については、それに見合う水準として地賃よりも優位性のある水準であることが必要と考えます。

また、今年の春闘においては、製造業の賃上げ率 5.18% と引き続き高いレベルでの回答が示されていることや、兵庫県の多くの鉄鋼業が加盟する基幹労連においても、引き続き高水準での賃上げが実現しています。この労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、鉄鋼業に関わる労働者にも波及させることができ、鉄鋼業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、経済の好循環の流れにつながるものと考えます。

これらの状況等を勘案し、今年度の鉄鋼業の最低賃金改定についても、「必要性あり」と判断し、労働者側より金額改正申請を行った次第です。

最後に、鉄鋼業特定最低賃金の改正にあたっては、鉄鋼業の魅力、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など、将来にわたる発展と成長を見据え、当該産業労使の真摯な議論により積み上げてきたものと認識しており、引き続きの特定最低賃金の改正を行っていきたいと考えております。

○三上部会長

それでは次に使用者側委員からお願いします。

○篠田委員

篠田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは使用者側の御回答を述べさせていただきます。

まず経済状況に関しましては、日本経済は今後緩やかな回復が期待されるものの、内外需とともに力強さを欠いているという認識でございます。

海外に目を向けますと、米国経済は底堅く推移しているものの、消費に関税引上げ前の駆け込み需要の反動減がうかがわれるほか、一連の関税政策によるコスト上昇の影響が懸念される状況にあり、中国におきましては消費には政策効果による持ち直しがみられるものの、生産や輸出は伸びが鈍化するなど、まだら模様の状況であります。欧州では、米国との関税政策を巡る交渉の不透明感が依然強いという認識のもと、利下げ継続により景気下支えが図

られ、経済は回復基調にあるとの認識です。

鉄鋼の需要に関しては、国内の5月の粗鋼生産は2か月連続で減少しています。業種別では建設業に需要の明るさがみられるものの、製造業は総じて減少傾向が続き低調に推移しています。

海外鉄鋼市場について、5月の世界粗鋼生産は2か月連続で減少しています。中国の生産は高止まりで推移し、鋼材輸出は過去最高ベースで推移している状況です。

これらを踏まえまして、当面の経済及び鉄鋼需給の下振れリスクとして、行方の定まらない米国の一連の関税措置が懸念されること、極めて高水準が続く中国の鋼材輸出などが挙げられる。こうしたリスクを踏まえ、引き続き内外経済及び鉄鋼需給の動向を注視する必要があると認識しています。

このような状況の中、兵庫県の鉄鋼業の最低賃金については、地方最賃に対する優位性の確保、人材の確保・定着、消費者物価高騰への対応等から、使用者側も同じ認識で、金額引上げに対する必要性についてはやむを得ないものと理解しています。しかしながら、毎年申し上げている通り、使用者側としては、やはり一番厳しい状況にある中小企業の方々の動向を重視すべきという考えに変わりはありません。

過剰な金額の引上げは、中小企業の経営を直撃するものと我々は認識しています。

これらを踏まえて、今回の鉄鋼業の特定最低賃金の改定の必要性については「有り」と考えますが、地方最賃の議論や現状を踏まえ、鉄鋼業の実態や同業種の関係性等に着目しながらその引上げ額の程度については慎重に検討議論させていただく必要があるという前提で必要性有りといたします。

○三上部会長

労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしました。

労使の意見をお聞きしたところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7月15日の本審でも、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県鉄鋼業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

○各委員

(異議なし。)

○三上部会長

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県鉄鋼業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、

ということを確認いたしました。

では事務局は、この最低賃金については改正決定することを必要と認める、との専門部会報告及び答申文についてそれぞれ（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○三上部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

令和7年8月27日

兵庫地方最低賃金審議会会長 山口隆英殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県県鉄鋼業最低賃金専門部会 部会長 三上喜美男

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

委員のお名前の読み上げは省略させていただきます。

以上です。

○三上部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

（異議なし。）

○三上部会長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

○三上部会長

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

令和7年8月27日

兵庫労働局長 金成真一殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 山口隆英

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○三上部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員

はい。

○三上部会長

それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（三上部会長から岡本労働基準部長に答申文を渡す。）

○三上部会長

続いて、議題（3）「その他」に移ります。事務局から、説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

本日、改正必要性有りの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後15日間行うこととなります。

そのため、次回の審議日程ですが、9月16日（火曜日）午後3時30分からお願いいた

します。

また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

○三上部会長

では、次回は9月16日（火曜日）午後3時30分からの開催といたします。

次回は金額審議となります。昨年より、専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。

よろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし。）

○三上部会著

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他、何かございますか。

○各委員

（なし）

○三上部会長

それでは、本日はこれで終わります。御苦労様でした。

〈終了〉

三上 喜美男

小西 啓介

吉川 和宏